5　検査が行われた加盟国は、検査に関する情報の記録が維持されること及び関連する訴えの手続の利用に関心を有し得る者の注意を喚起することを確保するために適当かつ有益と認められる措置がとられることを目的として、検査を行った権限のある職員の報告の写し（この写しには、旗国の権限のある機関から所定の期間内に回答を受領した場合には、当該回答を添付しなければならない。）を国際労働事務局長に送付する権利を有する。

6　権限のある職員による一層詳細な検査の後、船舶がこの条約上の義務を履行していないと認められる場合において、次の(a)又は(b)に規定するときは、当該権限のある職員は、(a)若しくは(b)の規定に該当する不履行が是正されるまで、又は当該不履行を是正するための行動計画を受理し、当該行動計画が迅速に実施されるであろうことを確認するまで、当該船舶が出航しないことを確保するための措置をとる。

(a)　船舶内の諸条件が船員の安全、健康又は保安に対する明白な危険をもたらしているとき。

(b)　その不履行がこの条約上の義務の重大な又は繰り返される違反（船員の権利の重大な又は繰り返される侵害を含む。）に当たるとき。

当該権限のある職員は、当該船舶を出航させない場合には、直ちにその旨を旗国に通報し、可能な場合には当該旗国の代表者が立ち会うよう招請して、当該旗国が所定の期間内に回答するよう要請する。当該権限のある職員は、当該検査が行われた寄港国の適当な船舶所有者団体及び船員団体に対しても直ちに通知する。

7　加盟国は、6の規定に基づいて船舶を抑留することが正当と認められる場合の類型について、自国の権限のある職員が規範B部に示すような指針を与えられることを確保する。

8　加盟国は、この基準に基づく自国の責任を果たす場合には、船舶を不当に抑留し、又はその出航を不当に遅延させることのないようにあらゆる可能な努力を払う。船舶が不当に抑留され、又はその出航を不当に遅延させられたことが認められる場合には、被った損失及び損害に対し賠償が支払われる。個々の事案についての立証責任は、申立てを行った者にあるものとする。

B 5.2.1　指針　港における検査

1　権限のある機関は、第5.2.1規則の規定に基づき検査を行う権限のある職員のために検査に係る方針を作成すべきである。当該方針は、この条約上の義務（船員の権利の保障を含む。）に関する検査及び執行に係る活動について、一貫性を確保し、及び他の方法により指導することを目的とすべきである。当該方針の写しは、全ての権限のある職員に提供すべきであり、また、公衆並びに船舶所有者及び船員が利用することができるようにすべきである。

2　A 5.2.1　基準6の規定に基づき船舶の抑留が正当と認められる場合に関する方針を作成するときは、権限のある機関は、A 5.2.1　基準6(b)に規定する違反に関し、その重大性が関係する不備の性質によるものであり得ることを考慮すべきである。この点は、第三条及び第四条の規定に基づく基本的な権利及び原則又は船員の雇用及び社会的権利の侵害の場合においては、特に重要となる。例えば、最低年齢に達していない者の雇用は、そのような乗船者が一人のみのときであっても、重大な違反とみなすべきである。その他の場合においては、特定の検査中に認められた種々の不備の数を考慮に入れるべきである。例えば、居住設備又は食料及び料理の提供に係る不備であって安全又は健康を脅かさないものに関しては、重大な違反に当たるものとみなされる前提として、当該不備の複数の事例の存在が必要とされることがある。

3　加盟国は、検査に係る方針に関する国際的に合意される指針（特に、船舶の抑留が正当と認められる場合に関する指針）を採択するため、可能な限り相互に協力すべきである。

第5.2.2規則　陸上における船員の苦情の取扱いに係る手続

1　加盟国は、自国の領域内の港に寄港する船舶の船員であって、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）を主張するものについて、迅速かつ実際的な救済の方法を促進するため、当該違反についての苦情を報告する権利を有することを確保する。

A 5.2.2　基準　陸上における船員の苦情の取扱いに係る手続

1　この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）を主張する船員は、その苦情を当該船員が乗り組む船舶が寄港した港における権限のある職員に報告することができる。このような場合には、当該権限のある職員は、予備的な調査を行う。

2　予備的な調査は、適当な場合には、苦情の性質に鑑み、第5.1.5規則に規定する船舶内における苦情に関する手続が用いられたか否かについての検討を含む。権限のある職員は、A 5.2.1　基準の規定に従って一層詳細な検査を行うこともできる。

3　権限のある職員は、適当な場合には、船舶内の段階で苦情を解決することを促進するよう努める。

4　この基準に規定する調査又は検査により、A 5.2.1　基準6の規定に該当する不履行が明らかにされた場合には、同規定を適用する。

5　4の規定が適用されず、かつ、船舶内の段階で苦情が解決されない場合には、権限のある職員は、直ちに旗国に通報し、所定の期間内に助言及び是正のための行動計画を提示するよう求める。

6　5の規定に従ってとられた措置の後、苦情が解決されない場合には、寄港国は、権限のある職員による報告の写しを国際労働事務局長に送付する。当該報告は、旗国の権限のある機関から所定の期間内に回答を受領した場合には、当該回答を添付しなければならない。寄港国における適当な船舶所有者団体及び船員団体には、同様に通知する。さらに、寄港国は、解決された苦情に関する統計及び情報を定期的に国際労働事務局長に提出する。これらの送付及び提出は、適当かつ有益であると認められる措置に基づき、そのような情報の記録が維持されること及び関連する訴えの手続の利用に関心を有し得る者（船舶所有者団体及び船員団体を含む。）の注意を喚起することを目的として行う。

7　船員の苦情に関する秘密を保護するため、適当な措置がとられなければならない。

B 5.2.2　指針　陸上における船員の苦情の取扱いに係る手続

1　A 5.2.2　基準に規定する苦情を権限のある職員が取り扱う場合には、当該権限のある職員は、当該苦情が船舶内の全ての船員若しくは一部の職種に属する船員に関係する一般的な性質を有するものであるか又は関係する船員の個別の事案のみに関連するものであるかについて、最初に確認すべきである。

2　苦情が一般的な性質を有するものである場合には、A 5.2.1　基準の規定に基づいて一層詳細な検査を行うことを考慮すべきである。

3　苦情が個別の事案に関連するものである場合には、当該苦情を解決するための船舶内における苦情に関する手続の結果について審査を行うべきである。当該手続が用いられていない場合には、権限のある職員は、申立てを行った者が当該手続を利用することを勧奨すべきである。船舶内における苦情に関する手続が用いられる前に苦情を検討することについては、十分な理由があるべきである。当該十分な理由には、船舶内の手続が適切でなく、若しくは不当に遅延していること又は申立てを行った者が苦情の提出に関する報復を恐れていることが含まれる。